（大規模地震対策特別措置法施行規則の一部改正）

第二条 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和五十四年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第八条第一項第八号の内閣府令で定めるもの） **第三条** 法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 ［略］ 二 索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和六十二年運輸省令第十六号）第三条第一項の細則 三 ［略］ 四 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条の二（同令第二十三条の四において準用する場合を含む。）及び第二十一条の十九の安全管理規程 五 ［略］	（法第八条第一項第八号の内閣府令で定めるもの） **第三条** 法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 ［同上］ 二 索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和六十二年運輸省令第十六号）第三条の細則 三 ［同上］ 四 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条の二第一項（同令第二十三条の四において準用する場合を含む。）及び第二十一条の十九第一項の運航管理規程 五 ［同上］
（緊急輸送車両についての確認に係る申出の手続） **第六条** 令第十二条第一項又は第二項の申出は、別記様式第六の申出書を提出して行うものとする。 ２ 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 一 申出に係る車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項の自動車検査証をいう。）又は軽自動車届出済証（同法第三条の軽自動車の使用者が同法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）の写し 二 申出に係る車両が、法第二十四条に規定する緊急輸送を行うものであることを確かめるに足りる書類 三 令第十二条第二項の申出である場合にあつては、申出に係る車両が、法第二十一条第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類	［条を加える。］
（緊急輸送車両の標章及び証明書の様式） **第六条の二** 令第十二条第三項の標章（次条において「標章」という。）の様式は、別記様式第七のとおりとする。 ２ 令第十二条第三項の証明書（次条において「証明書」という。）の様式は、別記様式第八のとおりとする。	（緊急輸送車両の標章及び証明書の様式） **第六条** 令第十二条第二項の内閣府令で定める標章及び証明書の様式は、それぞれ別記様式第六及び別記様式第七のとおりとする。 ［項を加える。］
（標章等の記載事項の変更の届出） **第六条の三** 標章及び証明書（以下この条、次条及び第六条の五において「標章等」という。）の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出て、標章等の書換え交付を受けなければならない。 ２ 前項の規定による届出は、別記様式第九の届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出して行うものとする。	［条を加える。］